

相楽東部広域連合財政調整基金の設置及び管理に関する条例

平成 22 年 3 月 30 日
条 例 第 5 号

(目的)

第 1 条 財政の健全化を図り長期にわたる財源の調整を行うため相楽東部広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金は、毎年度相楽東部広域連合一般会計の歳入歳出決算上に見込まれる剰余金及び決算剰余金のうちから予算で定める額を積立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号の 1 に掲げる場合に限り、処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

(雑 則)

第 7 条 基金の管理状況は、毎年 3 月 31 日現在をもつて報告書を作成し、議会に報告するものとする。

2 前条に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。